

ナチスによる強制断種・「安楽死」の過去と戦後ドイツ
—犠牲者および遺族に着目して—

本論文は、ナチ体制期に病者・障害者と見なされた人々に対して行われた、強制断種および「安楽死」（病者・障害者の大量殺害）を考察対象に、戦後ドイツ（1989年までは西ドイツを対象とする）において、これらの過去がどのように扱われてきたのかを、特に犠牲者および遺族に着目しながら考察したものである。

1933年7月14日に制定された、遺伝性の病や障害を持つと見なされる人々に対する断種を合法化した法律、「遺伝病の子孫予防法 *Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses*」に基づいて、同法が発効した1934年から、第二次世界大戦が終わる1945年までに、約30～40万人の男女が、断種手術を受けることを余儀なくされた。第二次世界大戦が始まると、病者や障害者に対する「抹殺 *Vernichtung*」も開始された。1939年から1945年の間に、ナチ政権主導のもと、ドイツおよび占領地区内の各地で行われた障害者に対する大量殺害、通称「安楽死」では、25～30万人が殺害されたと推定されている。

近年のドイツでは、この強制断種や「安楽死」の犠牲者に対する謝罪や追悼式典が様々な団体によって行われたり、関連記念碑が設立されたりするなど、これらの過去をめぐる取り組みが活発になっている。例えば2010年には、ドイツの精神医療関連団体の一つである「ドイツ精神医療精神療法精神身体医学神経学会 *Deutsche Gesellschaft für Psychiatrie und Psychotherapie, Psychosomatik und Nervenheilkunde*（略称DGPPN）」が、強制断種や「安楽死」を含む、ナチ体制下の医学の行いに関する犠牲者追悼式典を開催した。その中で会長フランク・シュナイダーが、強制断種や「安楽死」、人体実験にドイツの精神科医たちが関与した事実を、医学系団体として初めて公式に認め、謝罪したことは、ドイツのみならず日本においても注目を集めた。また2014年には、首都ベルリンの一等地に位置するかつての「安楽死」作戦本部跡地に、「安楽死」犠牲者追悼のための記念碑が竣工し、話題を呼んだ。こうした活発な取り組みと、それに対する国内外からの注目は、強制断種や「安楽死」の記憶が、向き合うべき過去としてドイツ国民の意識に定着したことを示しているといえよう。

しかし、こうした取り組みが活発化し始めたのは、2010年代以降という、ごく最近のことである。強制断種や「安楽死」の過去は、戦後の長きにわたって忘却の淵に追いやられてきた。とりわけ精神医学界の一部では、1990年代まで、「安楽死」の過去に対する「沈黙と抑圧 *Schweigen und Verdrängen*」が続いていたとされている。ホロコーストをはじめとするナチ体制期の過去に対する取り組みが、部分的には戦後初期からすでに始まっていたことに鑑みたとき、強制断種や「安楽死」をめぐる「過去との取り組み」は、大幅に遅れをとってきたといわざるを得ない。

また、強制断種や「安楽死」をめぐる「過去との取り組み」の遅れを象徴するものとして、近年、ドイツのメディアなどでも注目されているのが、犠牲者および遺族に対する補償の問題である。強制断種の犠牲者や、「安楽死」の生還者ならびに遺族は、戦後約 40 年以上にわたり、補償政策の対象とならないなど、ナチ犯罪に対する補償政策の中でも等閑視されてきた。彼らに対する補償政策が大幅な改善を見たのは、ようやく 2011 年に至ってのことであり、またこの改善にしても、一部の犠牲者や遺族にとっては不十分なものであった。こうした補償政策の遅れは、犠牲者および遺族に対する、戦後における「第二の迫害」と呼ばれている。

病者や障害者を対象とした医学の行い、すなわち強制断種や「安楽死」という過去を、戦後ドイツが自国の歴史の一部として受容し、犠牲者や遺族と向き合うまでに、これほどまでに長い時間を要したのは何故なのだろうか。この点に関して、先行研究では十分な議論が行われてきたとはいえない。ナチスによる強制断種・「安楽死」に関する研究は、1980 年代以降数多く蓄積されてきたが、その大半は、ナチ体制前史から 1945 年までを対象時期として、強制断種や「安楽死」の実態を明らかにしようとしたものであり、1945 年以降の時期を対象化するものではなかった。ようやく近年、ナチ体制下の医学をめぐる戦後をテーマにした研究が出始めているが、それらは犠牲者の戦後については目を向けていなかったり、目を向けていたとしても強制断種犠牲者のみを対象化して「安楽死」犠牲者遺族に関しては扱っていなかったりと、未だ研究上の余白を残している。戦後における犠牲者および遺族を取り巻く諸問題は、強制断種や「安楽死」の過去をめぐる戦後ドイツの取り組みの重要な一部分である。こうした問題に目を向けてこそ、これらの過去をめぐる取り組みが遅れた背景を追究することが出来るのではなかろうか。

そこで本論文では、強制断種および「安楽死」をめぐる 1945 年以降の戦後史を、とりわけ犠牲者および遺族を取り巻く境遇に着目しながら分析・検討することにより、戦後ドイツがこれらの過去に目を向けるのが何故かくも遅れたのか、その遅れの実相と背景を明らかにすることを試みた。その際、以下の 3 つの観点に着目しながら検討を進めた。第一に、戦後に存命した強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族が、ドイツ医学界や連邦議会など、「過去との取り組み」に深く関わる議論の場において、どのように扱われたのか、彼らの政治的・社会的立場とその変遷を明らかにすること、第二に、戦後に自分たちが置かれた境遇に対して、犠牲者および遺族自身は、どのような訴えを起こしていったのか、すなわち、当事者自身による運動の実態を明らかにすること、第三に、強制断種および「安楽死」という過去が、戦後ドイツにおいてどのように解釈・議論されたのか、そして、そうした解釈や議論が犠牲者および遺族の政治的・社会的立場にどのように影響したかを明らかにすること、この三点である。

「第 1 章 ナチ体制前史の断種・安楽死論から強制断種・「安楽死」へ—1933 年を挟む連続と断絶」ではまず、議論の前提として、ナチ体制期における強制断種および「安楽死」がどのように行われたのかを概観した。ここで特に着目したのは、ナチ体制期以前からド

イツにおいて発展していた断種論および安楽死論と、ナチ体制期における強制断種・「安楽死」との間の連続と断絶である。遺伝学に基づき、断種によって病者や障害者の増加を予防しようとする断種論は、19世紀末にアメリカからドイツに伝播したが、1932年には、ナチスによる断種法と類似した法律草案が作成されるなど、断種合法化に向けた議論が高まりを見せていた。安楽死論も同じく19世紀末からドイツに登場しており、1920年には、病者や障害者を「生きる価値無き生命」とし、国家による彼らの「抹殺」を合法化すべきであると主張する書籍が刊行されるなど、ナチスによる「安楽死」の萌芽ともとれる見解が散見されていた。こうしたことから、ナチ体制期以前から存在した断種・安楽死論と、ナチ体制期との連続性が垣間見える。しかし、ナチスによって1933年7月14日に公布された断種法は、本人の同意によらない強制的な断種を認可するものであった。また、同法律は、公布後に追加された施行令や「変更に関する法律」によって、徐々に法的拘束力を増していき、断種に関わる医師や施設職員をも強く縛るものになっていった。この点で、ナチ体制期以前の断種論と、ナチスによる強制断種との明確な断絶が見てとれる。また、ナチスによる「安楽死」の実態も、本人の同意を前提としていた19世紀末以来の安楽死論と異なり、ガス室を用いた殺害であった。以上の検討を通して本章では、19世紀末以来の断種・安楽死論の蓄積が、ナチスによる強制断種および「安楽死」の実行を容易にしたものの、強制断種にせよ「安楽死」にせよ、ナチ体制期以前の時代における議論との間には、大きな逸脱ないし飛躍があったことを確認した。

第2章では、戦後における犠牲者および遺族の問題の検討に先立ち、戦後ドイツ医学界において、強制断種や「安楽死」の過去がどのように扱われ、議論されていたのかを検討した。強制断種や「安楽死」は、その「実行者」を多く輩出してしまったドイツ医学界にとって、都合の悪い過去であった。そのため、戦後の長きにわたり、この過去に目を向けることを「抑圧 Verdrängen」する風潮がドイツ医学界内にあったことは、多くの先行研究によって指摘されている（例えば、Gerrit Hohendorf, *Der Tod als Erlösung vom Leiden. Geschichte und Ethik der Sterbehilfe seit dem Ende des 19. Jahrhunderts in Deutschland*, Göttingen 2013, S. 136.）。また、特に1945年から1980年まで強く見られたこうした「抑圧」は、ナチ体制下の医学をめぐる学術研究の発展を阻害しただけではなく、犠牲者および遺族を精神的に抑圧するなど、犠牲者および遺族の戦後生活にも影響したといわれている。戦後ドイツ医学界の過去に対する態度は、強制断種や「安楽死」をめぐる「過去との取り組み」全体にとって重要であるだけでなく、犠牲者および遺族の戦後を検討する上でも、時代背景として目を向けておくべき重要な参照軸であるといえよう。そこで本章では、1945～1980年を対象として、ドイツの医師の代表団体である連邦医師会と、同会の機関誌である『医師報 *Ärztliche Mitteilungen*』および『ドイツ医師報 *Deutsches Ärzteblatt*』を史料として、ドイツ医学界の強制断種・「安楽死」に対する態度とその変遷を検討した。その結果、1) 戦後、強制断種や「安楽死」に関して、連邦医師会が自身の機関誌において何らかの公式声明を発表することは殆どなかったこと、2) 数少ない公式声明

では、ナチ体制下の医学犯罪に加担した医師たちは医学界の「ごく一部」の人間であり、医学界全体とは関係がないという見解が示されていたこと、3) 個々の医師たちの間では、ナチスによる強制断種や「安楽死」の過去に関する議論が行われていたものの、それらはごく少数であったし、断種をめぐる議論においては、医学界における優生学的思想の連続性が根強く見られたこと、が明らかになった。本章の検討を通して、戦後における犠牲者および遺族を取り巻く抑圧的な状況が浮き彫りになった。

第3章では、第2章と同じく、1945年から1980年を対象時期として、犠牲者および遺族がこの時期に置かれた境遇について、検討した。具体的には、強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族が、強制断種や「安楽死」によっていかなる被害を受けたのか、そして、戦後の生活においてどのような問題を抱えることになったのかを、デトモルト州立文書館に所蔵されている、強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族から寄せられた回想録や手記をもとに検討した。その結果、強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族は、強制断種や「安楽死」によって、肉体的苦痛や精神的外傷といった被害を受けただけでなく、進学や就職、結婚など、人生の様々な場面で不利益を被ったことが浮き彫りになった。こうした被害に伴う苦しみは、1945年を経て軽減されるものではなく、生涯を通して彼らの生活に影を落とすものであった。さらに、こうした被害に対して、連邦政府がどのような補償政策をとったのか、当該時期における強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族に対する補償状況について、連邦議会議事録や補償関連史料から検討した結果、彼らの受けたこうした被害は戦後、連邦政府によって議論の対象となりながらも、補償の対象として認定されるに至らなかったことが明らかになった。1956年に成立し、1965年に終結法化した連邦補償法では、強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族は、補償の対象である「ナチの被迫害者」の定義に含まれなかった。強制断種犠牲者については、補償支払いの可能性が連邦議会内で議論されることはあったものの、財政的に支払いは不可能であるという理由から、改善がなされることはなかった。「安楽死」犠牲者遺族に関しては、議論すら行われず、その存在を完全に無視されていた。こうした連邦政府の扱いに対して、強制断種犠牲者の一部は団体を結成して抗議を試みたものの、彼らに対する風当たりの強さから、成果を出すことが出来ないまま解散を余儀なくされた。また、「安楽死」犠牲者遺族は、ナチ体制期に受けた被差別経験のトラウマなどから、公の場に出て抗議することが困難であった。

第4章では、そうした「沈黙」の時代から、強制断種・「安楽死」をめぐる過去に対する態度がどのように変化していったのかを、1980年～1980年代後半を対象時期として、検討した。ここでは特に、医学界および政界での議論に目を向けつつ、そこにおいて、強制断種・「安楽死」に対する解釈や、犠牲者および遺族に対する認識がどのように変化していったのかに着目した。医学界においては、1970年代末以降、精神科医クラウス・デルナーを中心とした一部の医師たちによって、「安楽死」の過去に対する取り組みが始まっていた。例えば、1979年の「安楽死」に関するワーキンググループの結成や、1980年に開催された

ナチ体制下の医学をテーマとしたシンポジウム「ナチズム下の医学—タブー化された過去か、破られない伝統か？」といった例がそれにあたる。こうした活動の開始は、直接的には1979年にドイツで放映されたテレビドラマ「ホロコースト」を契機として起こったものであった。しかし、1968年運動の時期からすでに「安楽死」の過去に取り組んでいたゲルナーを中心として起こったものであることから、1968年の時点ですでに存在していた「過去との取り組み」の萌芽が、この時期に至ってようやく表だった成果を挙げ始めたといえることも出来よう。政界においても、1968年運動を経て設立された「緑の党」が、1980年代半ば以降、強制断種および「安楽死」犠牲者遺族を、連邦補償法の「ナチの被被害者」の定義に含めるべきだとする動議を連邦議会に提出するなど、強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族に対する関心が高まっていった。1980年から1980年代半ばという時期は、それまで目が向けられてこなかった強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族の存在が、各界で「発見」される過程であった。

第5章および第6章では、犠牲者および遺族自身に視点を移し、1980年代後半以降ようやく表面化してくる犠牲者団体を考察の中心に据えながら、1980年代後半から現在に至るまで、犠牲者および遺族の政治的・社会的立場がどのように変化したかを検討した。ここで考察の中心に据えたのは、1987年に設立された、連邦共和国全土にまたがる犠牲者団体、「ナチスによる『安楽死』および強制断種被害者の会 *Bund der Geschädigten der "Euthanasie" und Zwangssterilisierte*」(BEZ、以下、「被害者の会」と略記)である。「被害者の会」は、2009年に登録団体としての活動を終えるまでの約22年間、強制断種犠牲者および「安楽死」生還者・犠牲者遺族の代表団体として、政治の場において犠牲者の権利獲得のために活動した。設立直後の1987年には、強制断種および「安楽死」をめぐる補償問題の参考人として、当時の会長ノヴァークが連邦議会に招かれるなど、連邦政府にも同会の存在は認知され、この問題の代表団体としての扱いを受けていた。また、政治活動に留まらず、強制断種や「安楽死」に関する知識を一般社会に普及するための啓蒙活動も行っていた。1987年以降の犠牲者および遺族の立場や、彼らに対する補償をめぐる議論を検討するにあたっては、この「被害者の会」の存在と、同会の主張の考察が不可欠である。そこで、第5章では、設立から1990年までの設立初期の活動を、第6章では、1990年代から現在までの同会の活動の変遷を、同会がデトモルト州立文書館に委託保存している文書に基づき、明らかにした。

「被害者の会」は、犠牲者および遺族を連帯させ、公の場に出るよう鼓舞することで、彼ら自身の「沈黙」を破り、政治的・社会的プレゼンスを高めようと試みた。同時に同会は、犠牲者および遺族に対する補償状況を改善すべく、政界に訴えかけていった。「被害者の会」は、強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族を、連邦補償法における「ナチの被被害者」として認定することを求めるとともに、具体的な補償改善策も要求した。高齢となり、困窮する犠牲者や遺族に対する生活補助を訴える彼らの主張は、この頃政界で高まっていた、連邦補償法の対象から漏れた「忘れられた犠牲者」集団に対する関心の後押

しもあり、1988年および1990年の一般戦争帰結法苛酷緩和規定の改正という形で実を結んだ。

しかし、この改善が、「ナチの被被害者」として認定されていない彼らの補償政策上の立場を何ら変えるものではなかったため、「被害者の会」は、1990年代以降も、補償改善要求を継続していった。そこで「被害者の会」が特に訴えたのが、1) 遺伝病の子孫予防法自体が、ナチスによる不法であり、そもそも1933年の成立時点でこの法律は無効であったこと、2) 強制断種および「安楽死」は、ナチの「人種的な迫害」であったこと、この2点であった。こうした同会の主張、とりわけ2点目の「人種的な迫害」に関する主張は、強制断種や「安楽死」をめぐる学術研究が進展し、これらの過去に対する様々な解釈が登場し始めたことで、学術的な基盤を得たといえよう。連邦政府に対する請願などの運動の末、1点目については正式に認められ、遺伝病の子孫予防法それ自体がナチの不法であり、「安楽死」という「抹殺」へとつながる構成要素であったことが明言された。これにより、強制断種犠牲者は、社会的には、ナチ犯罪の犠牲者として正式に認定された。

しかし一方で、2点目の「人種的な迫害」としての認定に関しては、何の進展も見られないままであった。連邦政府は、1965年に終結法化している連邦補償法を改訂することは出来ないという姿勢を現在まで保ち続けている。この連邦補償法終結法の制定に際しての公聴会に、ナチスと関わりのあった優生学者たちが「専門家」として参加していたことから、「被害者の会」は、ナチ体制期からの人的・思想的連続性が未だ根強く存在していた1950～60年代になされた決定を変更しないままにしておくことは、自分たちに対する差別の継続であると、現在まで抗議を続けている。ここには、1945年をはさんで戦後もなお存在した、優生学をめぐる連続性の問題があるといえよう。「被害者の会」にとっては、そうした連続性が完全に断ち切られない限り、満足のいく「過去との取り組み」が行われたとは認められないのであった。

以上、全6章にわたる本論での検討を経て、結論では、序論において提起した「強制断種・『安楽死』をめぐる『過去との取り組み』は何故遅れたのか」という問いに関わる重要な論点として、1945年を挟む、二つの連続性の問題を指摘した。まず挙げられるのは、優生学をめぐる連続性の問題である。これは特に、強制断種をめぐる議論と犠牲者の問題に関して顕著に見受けられる。障害者に対する強制的な断種を定めた遺伝病の子孫予防法は、1945年を経て、実に2007年まで、ナチの不法として認定されていなかった。確かに、ナチ体制期に見られた、遺伝病の子孫予防法の「濫用」、すなわち、政治的敵対者への同法律の適用や、ユダヤ人およびシンティ・ロマへの断種行為など、本来の指針を逸脱して行われた強制断種については、1950年代から問題視されていた。しかし、優生学的指針に基づく、障害者に対する強制的な断種と、それを合法化する断種法自体を非難する声は、1980年代に至るまで、強制断種をめぐる議論の前面に出てくることはなかった。このことから、優生学的思想をめぐる1945年を挟む連続性が、強制断種犠牲者の戦後の補償政策や名誉回復を大きく阻んだことが指摘出来よう。

2点目に挙げられるのは、犠牲者および遺族が受けた被差別経験の影響力の連続性である。これは、強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族の双方にいえることであるが、ナチ体制期に「劣等分子」或いは「劣等分子の子供」として受けた差別は、1945年を経てもなお、彼らの生涯に影を落とし続けた。そして、ナチ体制期に味わった、そうした被差別経験が、彼らが犠牲者ないし遺族として、補償政策などにおける自分たちに対する等閑視に抗議することを躊躇させた。この躊躇いに起因する、犠牲者および遺族自身の「沈黙」が、補償政策をはじめとする様々な場で、彼らのプレゼンスを低め、さらにその存在が等閑視される事態を招いた。強制断種および「安楽死」の「過去との取り組み」が、犠牲者および遺族の側から、すなわち「下から」発展しなかった背景として、犠牲者および遺族が抱えた、被差別経験の1945年を挟む影響力の連続性は、看過できない問題といえよう。

この論点は、ひいては、病者や障害者、ないしそのように見なされる人々が抑圧され、低い地位に置かれるという、社会構造的な連続性の問題ともつながってくる。補償政策をめぐる連邦議会内の議論においては、ホロコーストの犠牲者であるユダヤ人など、他の犠牲者集団に対する支払いの必要性から、強制断種犠牲者や「安楽死」犠牲者遺族に補償を支払う余裕はないという見解が、度々提示された。こうした見解の背景には、国際問題化していたユダヤ人に対する補償支払い問題と比して、強制断種や「安楽死」をめぐる補償が国内問題であったこと、また、「被害者の会」が設立されるまで、犠牲者や遺族を代表する有力なロビー団体がなかったという背景もあろう。しかし、補償政策における、強制断種犠牲者および「安楽死」犠牲者遺族の優先順位の低さは、病者や障害者、或いはそう見なされる人々に対する抑圧の連続性の発露のようにも解釈できる。実際、強制断種犠牲者に対する補償に関する議論では、精神病者や知的障害者を、補償を受けるに値しないとすような主張も見受けられた。ここには、ナチ体制期に見られたような、病者や障害者を「劣等」と見なし、迫害・排除する社会構造の残滓を見ることも出来よう。このように考えれば、強制断種犠牲者や「安楽死」犠牲者遺族の補償をめぐる諸問題は、病者・障害者に対する差別の連続性のなかで捉え直さなければならないのではなかろうか、ということを描いて、本論文の結びとした。